

昭和二十四年復二第十五号

外地出身者復員關係事項最終處理要領

引揚接續行政復員局第二復員局職務處理部

復二第十五号

朝鮮、台湾、沖縄、奄美大島、樺太、千島、小笠原諸島及び南洋群島等現に行政権の及ばない地に本籍のある者の復員関係事項最晩処理要領を次のように定める。

昭和二十四年二月十五日

引揚授護庁復員局第二復員局庶務処理部長

第一章 総則

則

(内地、外地の定義)

一、この要領で内地及び外地というのは次の区分による。

(イ)内地とは北海道、本州、四国九州及その附属の島で行政権の及ぶ地域をいう。

(ロ)外地とは朝鮮、台湾、沖縄奄美大島、樺太千島、小笠原諸島及び南洋群島(旧委任統治領)等行政権の及ばない地域をいう。

（内地出身者、外地出身者等の呼称）

三 前号(イ)の地域に本籍を有する者はこれを内地出身者または内地人
前号(ロ)の地域に本籍を有する者はこれを外地出身者または外地人と
呼称する。

（外地人で内地人の取扱を受ける者）

三 次の各号の一に該当する者の身上並びに著給与の取扱は内地人同
様に処理する。但し外地出身者の最終記録に記載してその処理を明
確にしておく。

(イ)内地に生還し内地土壁のとき解員となつたもの。

(ロ)外地出身死歿者の留守擔当者が内地に居住するもの。

(ハ)外地出身未復員者の留守擔当者が内地に居住するもの。

(ニ)内地に勤務していた者が内地で解員となつたもの。

（外地人に対する法令の適用または準用）

四 第三号に該当する外地出身者には内地出身者と同様な諸規定を適

用または準用する。従つて未復員者給与法の適用を受ける。

前項以外の外地出身者には昭和二十二年六月三十日以前の諸規定を適用または準用する。(従つて未復員者給与法は適用されない。その未給給与については昭和二十二年六月三十日現在の規定によつて処理するものとする。但しその支出給付の方法については新に定めるところによる。)

(解員及び死歿等 処理)

五、 解員及び死歿は次のように処理する。

(1) 出身地において勤務していた者は部隊長等が解員を発令したその日附で現地解員。

(2) 内地に生還した者は内地に上陸した日の翌日附で内地解員。

(3) 現地部隊長等が解員を発令した者はその日附で現地解員。

(4) 連合軍の命により現地で日本軍と分離された方面の者はその日附で現地解員。

同次の各号の一に該当する者は別表第一の地区別外に出身者復員終

期及び区分一覽表の復員終期で現るまたは内地復員。但し第三号

の該当者を除く。

(イ) 現況不明なものへ死歿確実でないものは死歿地をしない。

(ロ) 復員確実なるものその時期不明のもの。

(ハ) 前各号以外で復員時期不明のものは昭和二十年九月二日付で内地

または現地復員。

(ニ) 死歿した者はその日附へ死亡認定者を含む。但し第三号(ロ)の該

当者を除く。

(ヘ) 遺骨等の本国還送)

六 死歿者の遺骨及び遺用品等は本国に還送する。但し死歿者の留守

担当者等が内地に居住しているものについては内地人と同様の方式

によつて伝達する。

第二章

身上並びに著給年の処理

(処理當区分)

七、 身上並びに著給年の処理當は次の区分による。

出身別	當区分	身上	著給年		遺骨等	最終処理
			精算(概算)	支出給付		
樺太、千島、小笠原諸島		横須賀地方復員残務処理部長				
南洋諸島 (旧委任統治領)		横須賀地方復員残務処理部長				
朝鮮		吳地方復員残務処理部長				
台湾、沖繩、奄美大島		佐世保地方復員残務処理部長				

(備考) 処理を擔當する地復残務処理部長を以下章に処理當庁と

稱す。

(各事務の移管)

八、 身上並びに著給年事務の移管は次の各号によつて実施する。

(イ) 簡号の処理擔当区分に従い身上並びに請給与事務（特定のものを除く。）をそれぞれ処理擔当庁に移管する。

但し固有兵籍番号等はこれを變更しない。

(ロ) 移管を受けた処理擔当庁は在籍者と看做して身上並びに請給与事務の一切を一元的に処理する。

(ハ) 移管の最終期日を昭和二十四年四月一日として移管諸準備を取り進める。

前項によることを建前とし不完整のもの移管は認めない、これが整備のため多少の移管時期の延期は差支えない。

朝鮮出身者の移管は未婚者を先にするものとし準備でき次第これを実施する。

(ニ) 連合軍總司令部等に報告済の書類簿冊についてもこれを移管する但しこの場合は事前に同司令部の承認を得て行う。

なお中央で取纏めて事前に連合軍總司令部の承認を要するものに

ついでには二復庶務課長において一切の処理をせよから關係各事は必ず連絡しなければならぬ。

(剛) 既に支出供託済（沖繩材団、払込のものを含む以下同じ）の給与の供託換はしない。

(ハ) 未交付金を保管する残務処理部は諸給与事務を処理増当庁に移管する以前にこれを才入に納付し引継を行うものとする。

(ト) 移管に伴う諸統計上区分については遺漏または誤差等のないよう特に留意する。

（身上並びに諸給与の仮整理）

九、 左の各号の一に該当する者の身上並びに諸給与は解員の時期を身上並びに給与の終期と看做して移管後処理増当庁で一応仮整理する。

(イ) 現況不明のもの、第三号ハの該当者を除く。

(ロ) 復員確実なるもの、その時期不明のもの。

(ハ) 第五号ハに該当するもの。

前号の仮整理者につき爾後復員または死没年月日の判明したものが
あるときはその都度遡及して本処理（精算）をなすものとする。
（俸給額等不明のもの）

一〇 給与算定上本人の俸給額が明らかでないものについては給与事
由発生当時の身分待遇に依り別表第二俸給額標準により算定する。
（諸給与の算定）

一一 第四号第二項に該当する者に対する未給の諸給与は未給となつ
た時期以後解員または死亡した日の属する月までの分として昭和
二十二年六月三十日現在の規定額の列によつて算定する。

一二 整備すべき名簿等の整理要領を別冊のとおり定める。

第三章 附 則

一三 次の通牒などはこれを廃止する。

昭和二十二年復二第八二七号

昭和二十三年復二業第二五号の一八五

昭和二十三年復業第一号の三二

昭和二十三年復業第二号の一の庶六〇

昭和二十三年復業第三号の一の庶五九

昭和二十三年復業第四号七六号

(別表第一)

地区別外地出身者復員終期及区分一覽表

地区	主要地域	現地内地の別	復員終期	摘要
北方	千島、樺太	現地	昭和二十年八月	
台湾	台湾	現地	昭和二十年十一月	
沖繩	南西諸島	宮古島所在部隊の一部(朝鮮人)	昭和二十年十一月	
中部	父島、硫黄島	右以外	昭和二十年十二月	米軍の管理下に入る
		父島所在部隊	昭和二十年十二月	
太平洋		右以外の部隊	昭和二十年八月	同
朝鮮	京城、金州、光州、群山、釜山	現地	昭和二十年八月	
同	濟州島	現地	昭和二十年八月	

同	同	南方	同	同	同	同	同	南方	同	同	ビルマ	支那	満洲
ピナン、アンダマン	スマトラ	昭南、昭北、昭南、昭北、昭南、昭北	ラング、デエン、マイ	磐谷、クルミ、チユブ	西貢、河内、磐谷、ブアン、ベン	ボルネオ	バラオ	西貢	ラング、東北、(タトン、バナジ)	(ビルマ、モールメン)	東ビルマ(モールメン)	北、中、南支那	満洲、北鮮、関東州
現地	現地	現地	現地	現地	現地	現地	現地	現地	現地	現地	現地	現地	現地
昭和廿一年九月	昭和廿一年五月	昭和廿一年九月	昭和廿一年三月	昭和廿一年四月	昭和廿一年四月	昭和廿一年六月	昭和廿一年十二月	昭和廿一年四月	昭和廿一年三月	昭和廿一年三月	昭和廿一年三月	昭和二十年一月	昭和二十年八月
同	同	英軍管理下に入る							同	同	英軍の管理下に入る		

同	西南太平洋	同	太平洋	中部	中南部	濠北	同	同	同	南方
ブリテンビル	ニューブリテン	現地	大島島	グアム、ボナベ、	サイパン、トラツク、	南部セレス、セワス島	セブ、ミンダナオ、ダバオ、サンボアンガ	ルソン北部	レイテ方面、ルソン北部、バブヤン島	ジャワ
現地	現地	現地	右以外の部隊	トラツク島所在部隊	内地	現地	現地	現地	現地	現地
昭和二十年十月	昭和二十年十月			昭和廿一年一月		昭和廿一年六月	昭和二十年九月	昭和二十年九月	昭和二十年九月	昭和二十年九月
							同	同	米軍の管理下に入る	
			サイパン島、グアム島は玉砕の為復員者は無い。							
			ボナベ大島島には台鮮人は無い。							

同	同	同	同	同
同	東部ニューギニヤ	ブーゲンビル	現地	昭和二十年十月
台湾人	朝鮮人	内地	内地	昭和廿一年二月
現地	台湾人	現地	現地	昭和廿一年三月

備考

一、航空及船舶部隊は各地共当該地域地上部隊と同一とみなす。

(別表第二)

俸給額標準

親任待遇者（俸給不明なる親任官を含む）

月額 五五〇円

勅任待遇者（級俸不明なる勅任官を含む）

同 三〇〇円

五等以上

同 二〇〇円

奏任待遇者

六等以下（官等の配当のない奏任待遇者及級俸不明なる奏任官を含む）

同 八五円

判任待遇者（級俸不明なる判任官を含む）

同 七五円

その他（身分及び待遇の明かでない文官を含む）

同 五五円

日額 一四九〇銭

第一卷 齊寧別冊 昭和二十四年二月十五日改正

外地出身者 姓名 籍貫 最終學歷 要領

引揚後援庁職員局第一夜員職務処 印部

内 容 目 次

番号	題 名	
一	身	在籍者名簿
二	上	傷病者名簿
三	諸給与金等の記録（遺留金を含む）	
四	遺骨・遺留品等本国運送	
五	外地の関係機関に引継ぐ決定の書類	

(備考) 一美濃版紙六名書きとし二部硬質紙、一部美濃白紙

所管派遣元庁会社名			
官職(身分)			
所轄及び所在地			
現役	召入	軍隊	採用
徴用年月日			
復員年月日			
上陸地			
入籍番号			
	本	年月日生	本人
	現		首守増当者または遺族
死	年月日		
	場区	所分	
破	状	況	
	依頼先	年月日	
	公表	年月日	
	遺品	首骨	
給与事項			
履			
記			
事			

一 在籍者名簿(軍人及び軍属(死破者)は今次戦争開始以来のもの全員その他の軍属は終戦時在籍のもの全員)

(1) 本名簿は本籍地を基港として都、道、府、県、郡、市、区、町、村、道、府、邑、面、州、街、庄の出身地別、軍人、軍属別に次の様式により別紙に調製する。